

柴監告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した監査の結果について、同条第12項の規定により柴田町教育委員会から措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成30年8月20日

柴田町監査委員 大宮 正博

柴田町監査委員 桜場 政行

記

平成29年度随時監査（平成29年度工事請負・委託等契約（上期））

- (1) 監査の結果の公表年月日 平成29年12月6日（柴監告示第11号）
- (2) 措置通知があった年月日 平成30年7月30日
- (3) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）	措置を講じた課等
<p>○槻木生涯学習センター東面通路屋根設置 工事に係る変更契約について 槻木生涯学習センターでは利用者の利便性を高めるため、雨天等の際に濡れずに移動できるように東面の外部通路に屋根を設置した。</p> <p>当初設計に基づく契約では、屋根をかけるとともに外部通路の両サイドに門扉を設置する予定であったが、既存のドアの開閉に支障が生じることから、干渉する側への門扉の設置を取り止めた。このことは工期中の現場精査により起こり得ることであるが、当初設計になかった通路階段への手すり設置や、屋根への雨樋設置の追加工事を含めた変更契約も同時に行っていた。</p> <p>設計変更にあたっては、工事中予見できない事態が発生した場合に行われるものであり、今回行った追加工事の内容は変更契約ではなく、別工事として契約するのが適切</p>	<p>平成30年度の工事、委託及び修繕の発注に際しては、現状の詳細を確認するとともに、変更については現にやむを得ない内容のみを変更対象として事務処理を実施していく。</p>	<p>生涯学習課 (槻木生涯学習センター)</p>

<p>な処理であった。</p> <p>手すりも雨樋も当初の計画段階において当然に考慮すべき必要な設備であり、設計に当たっては現状等を十分に精査・把握して施工し、安易に変更契約すべきではないことを理解し、適切な事務処理を実施していただきたい。</p>		
<p>○委託業務における取得物品の管理について</p> <p>町内小中学生の体力向上と運動習慣を身につけさせ、子供たちのスポーツに関する夢や思いの向上を図り、トップアスリート育成の体制づくりや指導者育成を目指したトップアスリート育成事業は平成 27 年度から開始し、平成 31 年度まで予定している今年度 3 年目の事業である。契約額 697 万円で仙台大学に業務委託し、体力運動能力の向上からスポーツ教室、放課後先生、トップアスリートからの指導など幅広い事業概要で実施している。設計書ではスポーツ教室にかかる消耗品一式として 64 万円を計上し、備品としてビデオカメラと再生機の購入を見込んでいるが、契約書や仕様書には事業終了後の物品の帰属先が記載されていない。委託業務において取得した物品は当該事業を遂行するためのみに使用しなければならず、原則として町の所有物であり、所有権を受託者に帰属させる特段の事情がある場合には、町の利益を損なわないかを慎重に検討し、契約書等にその旨も盛り込む必要がある。また一式として積算している消耗品については、64 万円の明細を記入すべきである。なお、使用中の消耗品については町に引き継ぐか受託者の所有物にするかを協議することを、契約書等に記載することが望ましい。町の単独事業として行っているトップアスリート育成事業を今後も継続させていくために、明確な積算と事業内容にすることを切望する。</p>	<p>物品の帰属先については、購入備品等の帰属に関する条文を追加し、平成 30 年 1 月 31 日に変更契約を締結した。消耗品の明細については、完了届と併せて提出いただいた。次年度以降については、消耗品費の積算根拠を明らかにする。</p>	<p>スポーツ振興課</p>

平成29年度 定期監査(平成29年度教育関係施設:財務事務の執行及び財産の管理状況)

(1) 監査の結果の公表年月日 平成29年12月8日(柴監告示第12号)

(2) 措置通知があった年月日 平成30年7月30日

(3) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果(指摘事項等)	措置の内容(改善等内容)	措置を講じた課等
<p>○西住小学校東側校舎への網戸設置について 西住小学校周辺は山に隣接し、スズメバチやアシナガバチ等の害虫が多く生息している。各学年の教室がある西側校舎には網戸が設置されており、害虫の侵入を防いでいるが、特別教室のある東側校舎には網戸が設置されておらず、夏場であっても窓を開放することができない状況となっている。 ハチ等の害虫による危険を回避するために、東側校舎へも網戸の設置を検討し、児童が安全に学習できる環境を整えることが必要である。</p>	<p>平成30年度に網戸設置工事を実施予定である。</p>	<p>教育総務課</p>
<p>○東船岡小学校のプール改修について 東船岡小学校のプール改修については前年度の定期監査においても指導しており、「年次計画を作成し取り組んでいく」との回答があったが、改修実施時期の目安が示されていない。開校以来のプールは経年劣化に伴い壁や床の塗装が剥がれ、プールサイドにもコンクリートの亀裂やタイルの剥離が見られ、児童がいつ怪我をしてもおかしくない状況となっていることから、早急に改修を行い、児童の安全を確保していただきたい。</p>	<p>平成29年度に大規模改造工事のために国交付金(学校施設環境改善交付金)の要望をしたが、採択されなかった。引き続き、国の動向を見ながら要望していく。 プールの改修については、学校現場の課題に即し改修箇所等を考慮し、町財政と協議しながら修繕・改修工事等の予算を計上して、行っていく。</p>	<p>教育総務課</p>
<p>○船岡中学校の校庭東側の環境整備について 船岡中学校の校庭東側と町道との境界には植栽があるが、枝が道路まではみ出し、通行に支障を生じている。また風が強い日には校庭の砂が舞い、近隣住民の方の生活の妨げになっている。 フェンス設置の整備が済んだ校庭南側のように、校庭東側についても樹木管理及びフェンスや防砂ネットなどの設置を検討し、環境整備を図っていただきたい。</p>	<p>校庭東側へのフェンス設置と防球ネットの設置については、平成30年度予算の範囲内で実施し、今後も計画的に整備していく。</p>	<p>教育総務課</p>

<p>○槻木中学校の体育館暗幕等の整備について 槻木中学校では体育館の暗幕の破損が激しく、また、カーテンレールの歪みもあって開閉が困難な状況となっている。学校行事の際や、換気ができずに熱中症対策にも支障が出ていることから早期に交換していただきたい。</p>	<p>ギャラリー部分（特に酷い箇所）の一部については、平成 29 年度中に交換を実施した。引き続き、町財政と協議しながら予算の計上、改修・改善等を行っていく。</p>	<p>教育総務課</p>
--	---	--------------

平成 29 年度定期監査（平成 29 年度社会教育施設：財務事務の執行及び財産の管理状況）

(1) 監査の結果の公表年月日 平成 30 年 2 月 21 日（柴監告示第 1 号）

(2) 措置通知があった年月日 平成 30 年 7 月 30 日

(3) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）	措置を講じた課等
<p>○ホームページの活用について インターネットによる情報発信が盛んになり、ホームページを積極的に活用している公民館が全国的に増えているが、柴田町の生涯学習センター等の施設案内は、施設の概要や施設使用料などの固定情報が掲載されているほか、施設の予約状況が確認できるくらいであり、参加者募集やイベント情報はなく、「学習センターだより」や「新刊紹介」などの情報が更新されずに、数年前の情報で止まった状態になっている。 施設の利用形態の変化から、施設利用者が減少している施設もある状況において、行事や活動内容等を学習センター自らが積極的に PR し、教室・講座や事業・行事の案内、「学習センターだより」の掲載、募集事業などの最新の各種情報を提供することは重大な課題である。 生涯学習センター等の広報活動向上のためにホームページを充実させ、有効な活用を図るように、中央公民館である槻木生涯学習センターが主体となって町内生涯学習センターと連絡調整に当たり、共通の認識で統一した情報発信を進めていただきたい。</p>	<p>施設長等会議において、定期的な情報の発信とタイムリーな情報の発信について共通認識を持ち、実施することを確認した。 今後は随時ホームページを更新していく。</p>	<p>槻木生涯学習センター （生涯学習課）</p>